

社発第 T-126 号
2018 年 6 月 21 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

貸借取引対象銘柄の選定取消しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)SYSKEN 株式(1933)は、本日、福岡証券取引所において上場廃止が決定されました。

これに伴い、当社は当該銘柄に係る貸借取引につきまして下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借銘柄の選定取消し

(1) 対象銘柄

(福岡証券取引所市場分)

(株)SYSKEN 株式(1933)

(2) 選定取消日

2018年6月22日(金)

(3) 経過措置

2018年6月21日(約定日)現在における当該銘柄に係る貸借取引残高については、上場廃止日(2018年9月26日)の前日(取引所の休業日を除く。)である2018年9月25日(約定日)までに返済申込みを行ってください。

なお、上場廃止日が早まった場合には、上記取扱いについて改めてご通知いたします。

また、選定取消日をもって、現在、福岡証券取引所市場分の(株)SYSKEN株式に関して実施している制度信用取引の新規売りおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸借取引の申込停止措置を解除することといたします。

※ 東京証券取引所市場分の(株)SYSKEN株式(貸借銘柄)については、制度信用取引の新規売りおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸借取引の申込停止措置を継続しております。

以 上